

町税条例等の一部を改正する条例（平成29年清水町条例第3号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、<u>北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により</u>、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税の特例</u>)</p> <p><u>第15条の3の2 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、同法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</u></p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、<u>軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。